

おばこく通信

5月25日(木)国道47号長尾トンネル駐車帯において、特殊車両の取締を行いました。当出張所では、新庄警察署と連携し違反車両の指導・取締を行い、ドライバー及び事業者への法令遵守の意識向上を促すとともに、道路構造物の保全及び交通の危険防止に取り組んでいます。今回も昨年度に引き続き違反車両はなく、許可条件に従って適正に運行されておりました。

今後とも、特殊車両の適正な運行に皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。



取締開始！



マットスケールで重量確認



車体の高さ・幅・長さの計測



お急ぎの中、ご協力いただきありがとうございました！

特殊車両とは・・・

道路は、一定の寸法や重量の車両が安全・円滑に通行できるように造られており、それを超過する大型車両は、道路構造の保全と交通の危険防止を理由に原則通行が禁止されています。

一定の条件(下図)のいずれかを超過する車両のことを「**特殊車両**」といい、特殊車両がやむを得ず道路を通行しなければならない場合には、事前に「**特殊車両通行許可**」が必要となります。

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどがこれを超えます。
幅	積載状態で 2.5m
高さ	積載状態で 3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で 20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大 10t



【注意】

- ・車両の大きさや重量に関する制限はこのほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

無許可や許可条件違反の車両が通行すると・・・。

- ・橋や舗装の寿命を縮める等、道路へ悪影響を及ぼします！
- ・上空をまたいでいる橋梁に衝突するなどの**重大事故**を起こすことにもつながります！

特殊車両取締を実施しました！

